

熊本県公告第224号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第9条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表について、平成14年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書及び添付書類を公衆の縦覧に供する。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧の期間
平成15年4月1日から平成16年3月31日までの日のそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。
- 縦覧を行う場所
熊本県環境生活部廃棄物対策課産業廃棄物指導係
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 7367、7368
- その他
縦覧した者は、氏名及び住所を名簿に記入することとする。

熊本県公告第225号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成15年1月29日
- 名称
NPO 法人フリースクール地球子屋
- 代表者の氏名
西 与里子
- 主たる事務所の所在地
熊本市国府一丁目23番3号
- 定款に記載された目的
この法人は、子ども中心の理念に立ち、具体的な子どもの居場所と学習の場所と機会を提供することにより、子ども・若者の育ちと自立の支援活動を中心に行う。幸せな子ども時代を保障する社会の創造を目指し、そのための大人の学びや研鑽及び反省を行いながら、子どもの権利保障の拡大と福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第226号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成15年2月7日
- 名称
NPO 法人パーマカルチャーネットワーク九州
- 代表者の氏名
松下 修
- 主たる事務所の所在地
阿蘇郡西原村大字小森 3628 番地 61
- 定款に記載された目的
パーマカルチャーとは「永続性」を意味するパーマネントと、「農業」を意味するアグリカルチャー、そして「文化」を意味するカルチャーの合成語であり、「自然のシステムを活かし、農の魅力や知恵を暮らしの中に取り入れ、環境と共生した暮らしを創造するデザイン体系」のことである。
この法人の目的は、その恒久的持続可能な環境を作り出すためのデザイン体系であるパーマカルチャーの考えをもとに、パーマカルチャーの普及、啓発や教育活動であるパーマカルチャー塾の開催や研修、また、自然エネルギーの利用や地域通貨などの導入を通して、地域社会への貢献と、健康で豊かな永続可能な社会の創造へ向かい実践することを目指すものである。

熊本県公告第227号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子